

令和7年度第2回松本市上下水道事業経営審議会会議録 要旨

令和7年12月17日 午後1時30分

松本市上下水道局 第1会議室

1 議事

- (1) 下水道事業の概要について
- (2) 松本市の下水道事業の経営状況について
- (3) 下水道使用料について
- (4) その他

2 出席者

(1) 委員

会 長	山 沖	義 和
委 員	常 田	武 司
//	市 東	一 也
//	岩 垂	学
//	木 村	郁 子
//	村 山	修
//	小 林	弘 也
//	藤 井	佳 子
//	大 野	美 里

(2) 事務局

上下水道局長	向 井	津 富
総務課長	小 野	真 一
営業課長	小岩井	淳
給排水設備担当課長	西 澤	弘
上水道課長	岩 岡	啓 一
下水道課長	清 沢	正 典
総務課総務担当係長	中 澤	史 郎
総務課総務担当	三 村	育 江
//	川 上	洋 平

3 会議録

(1) 下水道事業の概要について

事務局 資料1により説明

会長 現在の松本市の下水道管の耐用年数は何年ですか。下水道管を布設してからの平均経過年数は何年ですか。ストックマネジメント計画における年数を教えてください。

事務局 管路の耐用年数は50年です。ストックマネジメント計画では、長寿命化で75年まで使えるようにして更新しています。ストックマネジメント計画で対象にしている管路は、272キロメートルです。令和6年度末時点で47キロメートル、17パーセント更新済みです。

会長 下水道管の更新率が低いと聞いたことがあります。令和6年度末で更新率が17パーセントとのことですが、毎年どれくらいの率で更新していけば、管路は、50年は使える見込みでしょうか。毎年、どれくらいの距離を更新していく計画なのでしょうか。272キロメートルの管路を更新するのにかかる年数はどれくらいですか。

事務局 更新は、更新する管の口径や腐食の程度、施工の難易度にも影響されるため、時間を要しています。また、国からの補助金の取込状況も工事の進捗状況に影響しています。

会長 八潮市での事故を踏まえて、国から一斉点検の要請があったと思いますが、その点検結果を教えてください。

事務局 本市でも、国からの指示を踏まえ、布設後30年で口径2メートル以上の管路、1,570メートルの管路を7月から緊急点検しました。点検が終了し、結果を解析中ですが、速報では八潮市で発生した事故のように硫化水素が原因で事故が起こりそうな箇所はないとの報告を受けています。また、八潮市の污水管の口径は5メートルだったので陥没穴が大きくなりましたが、本市には、5メートルの管路はありません。

会長 2メートルでも大きな影響があるのではないのでしょうか。

事務局 あると思いますが、今時点で、事故に至るような腐食をしている管路はありません。

会長 下水道管による事故は、臭気による影響も住民生活への影響が大きいので、管の太さだけではないと思います。

事務局 汚水の流速、流れ具合にもよりますが、硫化水素により管路が腐食してしまいます。八潮市の事故は、そのような原因もあったのではないかと推測しています。

会長 硫化水素はどこでも発生し得るものなのでしょうか。工業地帯など地域特性も影響しているのでしょうか。

事務局 硫化水素はどこでも発生していますが、一定の基準を超えたものは、生命の危険を生じるものもあります。濃度の高い場所の特徴としては、汚水が滞留する箇所、流速の遅い箇所が比較的に高く発生しています。河川の下を通す管路も滞留しやすいため、硫化水素の数値が高くなる傾向があります。

(2) 松本市の下水道事業の経営状況について

事務局 資料2により説明

委員 資料2、1ページの下水道使用料が、令和6年度45億円、令和5年度が39億円となっていますが、8ページの表の使用料は、令和5、6年度52億円になっていて数字が違ってきます。5ページの表の使用料も令和5、6年度48億円になっていて、違う数字です。ページで金額が異なる理由を教えてください。

事務局 1ページの使用料と8ページの使用料は、消費税抜きか、込みかの違いです。一番大きな違いは、5ページ、8ページに注釈を記載していますが、令和5、6年度に実施した下水道使用料軽減事業による軽減分を下水道使用料として加算しているもの（5、8ページ）していないもの（1ページ）の違いです。

会長 令和5、6年度、国からの交付金を下水道使用料の負担軽減事業に充てたため、使用料収入が減りました。減らしたままだと、毎年の推移を適切に見ることができないため、交付金を使用料収入と仮定して計算しています。

委員 負担軽減事業は、1ページの金額には影響していないのでしょうか。

会長 影響しています。下水道使用料は、令和6年度と5年度を比較すると5億9,400万円増えています。一方で、他会計補助金は、6億3,100万円減っています。したがって、令和5年度はかなりの補助金が一般会計・国からの交付金として出ています。その分、松本市では、下水道使用料を下げていることがわかります。

委員 一般の徴収分を減らしていたということでしょうか。

会長 お見込みのとおりです。松本市だけでなく、他の自治体でも同様に軽減事業を行っているところがあります。ただ、毎年、国からの交付金が入るわけではないので、補助金分を下水道使用料にみなして計算しています。

委員 仮に、下水道使用料をもらっていれば、国からの交付金分は浮くことになります。交付金を管路の更新等の経費に充てれば、値上げしなくてもよかったですのではないのでしょうか。

事務局 国が令和4、5、6年度と交付金を交付していますが、使い途は自治体に判断を委ねています。本市は、水道・下水道使用料を軽減しました。他の近隣自治体は水道・下水道使用料の軽減は実施していません。交付金は、物価高騰対策として充てるようにという条件が付いているため、管路更新等に充てることはできません。令和5年度は基本料金相当6か月間軽減し、令和6年度は2か月間でしたので、差がでています。

委員 利益が出た分は、一般会計からの繰入金が少ないなどの影響があるのでしょうか。

事務局 企業会計は、独立採算制です。国で定めた基準以外の繰入金はもらっていません。例えば、雨水処理分として支出した費用は、一般会計で負担すべきものとして繰り入れています。運営に関する費用は、企業会計で賄っています。

委員 災害に備えた積立金がありますか。

事務局 会計上「積立金」はありますが、収支不足分に充てるために積み立てているものです。災害用に限定して積み立てているものではありません。

委員 資料2、11ページ「3 R11～12年度は、波田地区の犀川安曇野流域下水道接続に伴う波田浄化センターの解体関係費用が計上されているため、急に大きな赤字」とありますが、解体に対して国から補助金などの財政支援は受けられないのでしょうか。

事務局 解体には補助金はありません。

会長 波田浄化センターの解体費用が赤字のきっかけのように見えますが、取り壊し自体は単に1、2年の影響です。むしろ、下水道使用料が減少するなど構造的な問題によるのではないのでしょうか。

金利は、何パーセントで見込んでいますか。

事務局 現在の借入利率は、2パーセントを超えています。令和5年度は1.4パーセント、令和6年度は2パーセントで借り入れています。直近では、2.8パーセントまで上がっています。改築計画で支出が増えるタイミングで金利が上がってきていて、影響が大きくなっています。

会長 企業債発行残高はどれくらいですか。

事務局 令和6年度下水道事業会計決算書142ページ、未償還残高の総計欄178億8,000万です。借入期間は、管路30年、改築は15年で借り入れています。
今までは、借入を償還金の範囲内に抑えてきましたが、改築が増えていくため、令和7年度以後、借入を増やすこととしました。今後、借入額は増えていく見込みです。

(3) 下水道使用料について

事務局 資料3により説明

会長 資料3 2ページ(5)の安曇地区は上高地のみで、安曇地区の住民が住む島々地区等は農業集落排水を使用しているということでしょうか。

事務局 お見込みのとおりです。上高地は特殊な料金体系です。ホテルなどの事業所を対象としています。

会長 上高地は地区別である必要があるのか検討すべきだと思いますが、他地区よりは特殊であるという理解でよろしいでしょうか。

事務局 お見込みのとおりです。上高地の下水処理は他の地区とは別です。

会長 資料3、4ページで使用料の見直しのスケジュールを説明していただきました。前任期の審議会で、4年に1回に見直すこととしました。今任期の委員の皆様にも、4年に1回見直しを行うというスケジュールでよろしいか意見を伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(意見なし)

会長 それでは、4年に1回ということで、令和8年度に実質の審議をして、令和10年度に改定するというスケジュールで進めたいと思います。令和9年度は周知期間というイメージでよろしいでしょうか。

事務局 水道料金の改定においても、約1年間を周知期間とすることができましたので、算定期間の始期となる年度の2年前を審議していただく期間としたいと考えています。

委員 2ページの松本地区の便器料金について教えてください。

事務局 次回の審議会でご説明します。

(4) その他

事務局 追加資料（水道料金の改定について）により説明

委員 現在、水道料金・下水道使用料をお知らせする方法として、検針後にポストに投函される「使用水量のお知らせ」とハガキで口座振替を通知する「納入通知書」の二つの方法で使用者に通知が来ていますが、二度手間ではないでしょうか。経費もかかることから、一つの方法にすることはできないでしょうか。以前はハガキがありませんでしたが、2、3年前から両方届くようになったと思います。

事務局 下水道使用料の納入通知は、地方自治法で規定する行政処分に当たることから、行政不服審査法の規定により、通知する際は教示文を示さなければならないとされています。したがって、納入通知書を書面で通知する必要があります。

会長 スマートメーターでも検針票は発行するのでしょうか。

事務局 スマートメーターの場合は、検針票を発行しなくなると思います。検針票は、検針員が検針に行くので、その結果を「使用水量のお知らせ」としてポストに投函しているものです。

会長 水道料金の改定に係る周知をしたところ、急に上げないでほしいという意見があったようですが、下水道使用料の改定をしようとした場合、1年前よりも早くお知らせした方がよいということでしょうか。

事務局 現状では、使用者が上下水道事業の経営状況を知らない状況です。経営状況をもっと早く知っておきたかったという趣旨の意見だと認識しています。本市の上下水道の現状をお知らせできればと思っています。

委員 検針の際、水道の使用量が増えると「メーターを確認してください」とのお知らせをしてくれるのは非常にありがたいです。